

／気を付けて！

# 悪質業者は若者を狙っています！



インターネットやSNSなど、相手の顔が見えない情報があふれる中で、社会経験の少ない若者が気軽に契約し、また利用する過程で思わぬトラブルに巻き込まれてしまうケースが増えています。そこで、若者に多い「消費者被害」について、悪質商法の手口やよくあるトラブル事例を紹介します。

## 事例1 誰でも簡単に稼げる!? ネットでの儲け話に注意



SNSから、簡単に稼げるというサイトにアクセスした。「1週間に1回5分の作業をするだけで誰でも簡単に稼げる」との説明があり、個人情報登録した。収益を得るために必要な費用として、2つのサイトにそれぞれ約2万円ずつデビットカードで支払った。塾費用を稼ぎたいと思い、マニュアルどおりにやってみたが収入を得ることはできなかった。(男子高校生)

### ひとことアドバイス

- 簡単にお金を稼ぐ方法などと称する情報(情報商材)がインターネットで販売されており、中学生や高校生からの相談が多く寄せられています。
- 副業サイトやSNSなどでは、「誰でも簡単に稼げる」などと説明されていますが、楽をして稼げるうまい話はありません。
- 広告や説明と違って情報の内容に価値がない、収入が得られないという相談がみられます。情報商材は、購入するまで内容を確認することはできません。安易な購入はやめましょう。
- 未成年の契約は、取り消しができるケースもあります。困ったときには、早めに家族や消費生活センター等へ相談しましょう。(消費者ホットラインは、局番なしの『188』です。)

## 事例2 意図せぬ手数料が！ クレジットカードの初期設定がリボ払いだった

旅行の際に、カード会社に勧められてクレジットカードを作った。申し込む際、利用限度額の確認はあったが、支払方法の確認はなかった。初めて届いた利用明細書を見ると、手数料が取られていて、リボ払いが設定されていたことに気づいた。(女子大学生)



### ひとことアドバイス

- リボルビング払い(リボ払い)とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払う、クレジットカードの支払方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかります。また、支払残高が分かりにくく、支払いが長期化することもありますので注意が必要です。
- クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードや、希望していないのに初期設定で支払方法がリボ払いになっている場合もありますので、よく確認しましょう。分からない点は、カード会社に問い合わせることも大切です。
- 利用明細を定期的に確認し、心当たりの無い手数料が請求されているなど、不明な点があるときは、すぐにカード会社に問い合わせましょう。

消費生活に関する困りごと、お気軽にご相談ください。皆さんと一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。

城里町消費生活センター  
☎029-288-3111 (内線226)

場所 城里町役場本庁舎 2階(まちづくり戦略課内)  
相談日時 毎週月・水・金曜日(年末年始・祝日を除く)  
午前9時～午後4時